

福知山市教育目標

「自分のために 人のために 社会のために

共に幸せを生きる人材の育成」

いじめ防止基本方針

『いじめをしない！させない！

学校づくり』

福知山市立成和中学校教育目標

「知・徳・体・食」の調和のとれた自立する生徒の育成

福知山市立成和中学校

1 いじめ防止基本方針

本市の教育目標は、自分のために<自己実現> 人のために<他者貢献> 社会のために<社会貢献>尽くす高い志をもち、時代を切り拓く人材を育成する「こころざしの教育」にある。

この目標のもと、本市学校教育は、「保幼小中連携、一貫教育(シームレス学園構想)」の推進を通して確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康な体力など、知・徳・体の調和のとれた幼児児童生徒を育成し、もって生涯にわたる学習の基盤を培い、社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた人材を育成する。

この目標を達成するために、本校の教育目標「知・徳・体・食」調和のとれた自立する生徒の育成～自ら学ぶとともに 仲間とつながり 挑戦し続ける生徒～を明示し、当面する教育課題解決(いじめ課題解決)のため、全教職員が連携・協働して学校教育を推進する。

2 いじめの問題への基本姿勢

<初期の段階から学校を挙げた積極対応>

校内に校長をトップとするいじめ防止対策推進本部を常設し、「いじめをしない・させない学校」づくり及び外部機関との連携による「開かれた学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した場合には関係教職員による個別案件対応チームを組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことで、いじめの早期の解消を図り、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

<未然防止に向けた取組>

(1) いじめは、「どの子どもにも起こり得る」ものであることや、生徒一人一人を大切にしている意識、日常的な子どもの変化を捉え共有する態度が重要であることを全教職員が認識する。また、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

ア 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。

イ 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、間違っても教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

ウ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて指導する。

ア いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を

日頃から示す。

イ いじめている生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。

(3) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

ア 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

3 いじめの理解

(1) いじめ問題の基本的考え方と認識

ア いじめは生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校・自殺・殺人などを引き起こす原因ともなる重大な問題である。

イ 最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。

ウ 誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである。

(2) いじめを捉える視点

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

いじめ防止対策推進法では以下の通り記述されている

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、以下の注意書きがある

「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」や「抑止する実行者」が現れるように学級経営を行う。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として

- ア 心理的ストレス
 - イ 集団内の異質な者への嫌悪感情
 - ウ ねたみや嫉妬感情
 - エ 遊び感覚やふざけ意識
 - オ いじめの被害者からの回避感情
- などが挙げられる。

(5) ネット上のいじめの特徴

次のような理由から、発見や特定が難しい場合がある。

- ア 匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- イ 情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ウ メールやパスワードを共有する仲間内で発生していることがある。

(6) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導していく。

【文部科学省におけるいじめの態様】

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

4 いじめの早期発見

(1) 学校でのいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することに努める。

(2) 家庭でのいじめ発見のポイント

子どもが保護者にいじめ被害の訴えをした場合だけでなく、家庭での様子について心配し、保護者から相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たるようにする。保護者や子どもの意向を踏まえつつ早期に対応し、掴んだ情報を丁寧に報告していく。

5 指導体制の在り方

いじめの問題への取組について、いじめ防止対策推進本部、危機対応チーム及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行っていく。

(1) 指導体制

ア いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立して実践に当たる。(会議・チーム)

イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員

会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。(会議・チーム)

ウ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立させる。(会議・チーム)

(2) 早期発見・早期対応

ア 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。(教職員)

イ 生徒の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努める。生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していく。(会議・チーム・教職員)

ウ 養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備を行い、それが十分に機能するようにする。(会議・チーム)

エ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。(会議・チーム・教職員)

オ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育相談室、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報を行う。(会議・チーム)

カ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にしていく。(会議・チーム)

(3) 教育指導

ア 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、校長をはじめ、全教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。(教職員)

イ 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間及び生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言を行う。(教職員)

ウ いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行う。(会議・チーム)

エ いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。(会議・チーム)

オ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。(会議・チーム)

(4) 家庭・地域社会との連携

ア 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策ができるよう進めていく。(会議・チーム)

イ 家庭や地域に対して、いじめ問題の対応や解消の重要性の認識を広めるとと

もに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携のもと協力してその解決に当たって行く。(会議・チーム)

()内の「会議」「チーム」「教職員」は、それぞれ「いじめ防止対策推進本部」「危機対応チーム」「教職員一人一人」を指す。

(5) いじめ防止対策推進本部(常設)について

ア 目的

本部設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応が行われることとする。

イ 構成

(ア) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、学年主任とし、実情に応じて、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等必要と思われる教職員を加え構成する。

(イ) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立した組織として位置づける。組織図は校長直轄の組織として明記する。

ウ 機能・役割

(ア) いじめをしない・させない学校づくりの推進

- ・ いじめの早期発見の観点から始業前の朝の会での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。
- ・ いじめアンケート調査・こころとからだのチェック(長期休業後の調査)や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析について吟味を行い、見落としや見誤りのない適切な認知を図る。
- ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を進める。

(イ) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて児童生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・ 外部講師の派遣を要請し、学校に必要な助言・指導を仰ぎ、個別の案件対応に活用する。

(ウ) 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- ・ 生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・ いじめ対応の見直しを行い、入学時・各年度の開始時や学級・学年懇談会等

で、生徒、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布等）、理解と協力を得る。

- (I) 外部機関との日常的な情報交換による「開かれた学校」づくりの推進
- ・ 家庭や地域からの情報提供について受付窓口を設置し、これを周知する。
 - ・ P T A や外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

- (オ) いじめ問題発生時における危機対応チームの編制と指示

- ・ 危機対応チームの設置
- ・ 情報の収集と整理
- ・ 教育委員会、関係機関への協力要請
- ・ 危機対応チームへの指示・助言

いじめ防止対策推進本部を「常設する」とは、定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に児童生徒の状況が把握できる仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題 に即応できる体制を維持する。

(6) 危機対応チームについて

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- (ア) 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、危機対応チームの一部構成員を加えて組織する。

- (イ) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- (ア) 情報を詳細に収集・共有し、危機対応チームに報告する。
- (イ) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- (ウ) 役割分担に沿った対応を進める。
- (I) 事態の進捗状況を危機対応チームに報告し、指示を受ける。
- (オ) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- (カ) 対応の結果について整理し、記録に残す。

6 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめている子ども、いじめられている子どもへの個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることに努める。

- (1) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ア いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- エ いじめている子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- オ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- カ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ア 子どもの様子に十分注意して、どんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し協力していく。
- イ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ自信を持たせる。
- ウ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている子どもへの対応

【学校】

- ア まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめている子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- オ いじめている子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- カ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を

行う。

【家庭】

ア いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。

イ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

ア いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

イ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

ウ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

エ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

オ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

カ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

ア いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。

イ 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

ウ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

エ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 「いじめをしない・させない学校づくり」推進

生徒の自主的な取組を通じて、未然防止としてのいじめを許さない学校づくりを推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高めるとともに、自己を大切にし、他を思いやる心を育み、子ども自らがいじめを早期に気づくよう指導し、「いじめをしない・させない学校づくり」に取り組む。

(1) 生徒会などが中心となる取組

<活動目的>

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人に持たせられるよう、学

校全体や学級でいじめ撲滅に取り組んでいる雰囲気をつくる。

ア 「成和中学生徒宣言」の具現化

成和中学校にある生徒宣言を柱に「人権と誇り」をテーマに様々な活動を企画運営していく。

イ 挨拶運動

委員会、部活動、学級などを単位とし、玄関や街頭などで挨拶を交わし合う。

(2) 体験活動を取り入れた取組

<活動目的>

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、人間関係を深める。

ア プチボランティア活動

生徒による校内外でのボランティア活動を推進する。

イ 異年齢集団活動

体育祭、文化祭を中心に縦割り集団で、上級生と下級生が助け合って取組をする。

(3) 授業での取組

<活動目的>

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身につける。

ア 「いじめ」をテーマにした学習

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかをいじめられる側の立場に立って意見を出し合うことでいじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。

(4) 成和ブロックの小学校、PTAなどと連携した取組

<活動目的>

生徒だけではなく、成和ブロックの小学校、教職員、保護者、地域と協力して「いじめを許さない学校づくり」に取り組んでいく。

ア 成和ブロックの小学校との連携

成和中学校区の小学校と「実態」や「指導の経過」等について十分に連携を図り成和ブロックとして「いじめ防止」に向けた取組を進める。

イ いじめアンケートを活用した連携

アンケート結果を保護者や地域に周知し、地域でいじめ問題に取り組む。

ウ 非行被害防止講座の実施

保護者や地域の人々を対象に開催し、ネットいじめの事例などをもとに、家

庭や地域から、いじめへの危機感を高める。

8 重大事態について

(1) 重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態をいう

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 重大事態発生の報告及び調査

いじめ、またはいじめの可能性のある行為等によって重大事態が発生した場合は教育委員会に速やかに報告する。この場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。明らかにする事実関係は、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを、客観的な事実関係として速やかに調査する。

たとえ不都合なことがあっても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要である。

(3) 調査を実施する組織

学校が行う重大事態の調査は、「いじめ防止対策推進本部」を母体とし、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。

(4) 調査結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は教育委員会に報告する。その際に、いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。